

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 任用</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>条件付採用及び臨時的任用（第8条 第10条）</u></p> <p>第3節 <u>競争試験（第10条の2 第10条の5）</u></p> <p>第4節 <u>選考（第10条の6 第10条の9）</u></p> <p>第3章 <u>任用候補者名簿（第11条 第24条）</u></p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（この規則の目的及び効力）</p> <p>第1条 略</p> <p><u>2 この規則は、法第23条に規定する職階制に関する計画が実施され、これに基づいた任用に関する規則が制定実施されるまでの間、効力を有するものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及び同条第</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 任用</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>条件付採用及び臨時的任用（第8条 第10条）</u></p> <p>第3節 <u>採用試験（第10条の2 第10条の5）</u></p> <p>第4節 <u>選考による採用（第10条の6 第10条の9）</u></p> <p>第3章 <u>採用候補者名簿（第11条 第24条）</u></p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p><u>2項により当該任命権者の権限の一部を委任された者をいう。</u></p> <p>(2) 採用 現に職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に<u>任用</u>すること。（第10条の6第2号に規定する採用の場合を含む。）</p> <p>(3) 昇任 職員を法令、条例、規則その他の規程により公の名称が与えられている職で、その現に有するものより上位のものに<u>任用</u>すること。</p> <p>(4) 降任 職員を法令、条例、規則その他の規程により公の名称が与えられている職で、その現に有するものより下位のものに<u>任用</u>すること。</p> <p>(5) 配置換 職員を昇任又は降任以外の方法で同一任命権者が同種と認められる他の職に<u>任用</u>すること。</p> <p>(6) 転任 職員を昇任、降任又は配置換以外の方法で他の職に<u>任用</u>すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>（採用及び昇任の方法）</p> <p>第6条 職員の採用又は昇任は、第10条の6及び第10条の7の規定により選考によることが認められている場合を除き、競争試験によらなければならない。</p> <p>第2節 条件付採用及び臨時的任用</p> <p>（条件付採用期間及びその延長）</p> <p>第8条 職員の条件付採用期間は、6月とする。</p>	<p>(1) 採用 現に職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に<u>任命</u>すること。（第10条の6第2号に規定する採用の場合を含む。）</p> <p>(2) 配置換 職員を昇任又は降任以外の方法で同一任命権者が同種と認められる他の職に<u>任命</u>すること。</p> <p>(3) 転任 職員を昇任、降任又は配置換以外の方法で他の職に<u>任命</u>すること。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。</u></p> <p>（採用の方法）</p> <p>第6条 職員の採用は、第10条の6の規定により選考によることが認められている場合を除き、競争試験によらなければならない。</p> <p>第2節 条件付採用及び臨時的任用</p> <p>（条件付採用期間及びその延長）</p> <p>第8条 職員の条件付採用期間は、6月とする。</p>

改正前	改正後
<p>2 職員が<u>条件付</u>採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、任命権者は、人事委員会の承認を得てその日数が90日に達するまでその<u>条件付</u>採用の期間を延長することができる。ただし、<u>条件付</u>採用期間の開始後1年を<u>こえる</u>こととなる場合においては、この限りでない。</p> <p>3 警察官として採用され、直ちに所定の教育訓練を受ける場合においては、前各号の規定にかかわらず当該教育訓練が終了するまで<u>条件付</u>採用期間を延長するものとする。</p> <p>( 臨時的任用 )</p> <p>第9条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 任命権者が<u>任用</u>候補者の提示の請求に対し人事委員会から<u>適当な任用</u>候補者がいない旨の通知を受けた場合</p> <p>2 略</p> <p>第3節 <u>競争試験</u></p> <p>( <u>競争試験</u> )</p> <p>第10条の2 <u>競争試験</u>の名称、区分及び対象となる職は、別表のとおりとする。</p> <p>( <u>競争試験の方法</u> )</p> <p>第10条の3 <u>競争試験</u>は、次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法を併せて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 勤務評定</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p>	<p>2 職員が<u>条件付</u>採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、任命権者は、人事委員会の承認を得てその日数が90日に達するまでその<u>条件付</u>採用の期間を延長することができる。ただし、<u>条件付</u>採用期間の開始後1年を<u>超える</u>こととなる場合においては、この限りでない。</p> <p>3 警察官として採用され、直ちに所定の教育訓練を受ける場合においては、前各号の規定にかかわらず当該教育訓練が終了するまで<u>条件付</u>採用期間を延長するものとする。</p> <p>( 臨時的任用 )</p> <p>第9条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 任命権者が<u>採用</u>候補者の提示の請求に対し人事委員会から<u>適当な採用</u>候補者がいない旨の通知を受けた場合</p> <p>2 略</p> <p>第3節 <u>採用試験</u></p> <p>( <u>採用試験</u> )</p> <p>第10条の2 <u>職員を採用するための競争試験</u> (以下「<u>採用試験</u>」という。)の名称、区分及び対象となる職は、別表のとおりとする。</p> <p>( <u>採用試験の方法</u> )</p> <p>第10条の3 <u>採用試験</u>は、次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法を併せて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p>

改正前	改正後
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>職務遂行能力</u>を客観的に判定することができる方法</p> <p>(告知)</p> <p>第10条の4 <u>競争試験</u>の告知は、県職員採用情報ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(受験の資格要件)</p> <p>第10条の5 受験の資格要件として必要な年齢、学歴、免許、経歴等については、別表に掲げる職の区分に応じて実施する<u>競争試験</u>ごとに人事委員会がその都度定めるものとする。</p> <p>第4節 選考</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の<u>競争試験</u>又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該<u>競争試験</u>又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職</p> <p>(5) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職</p> <p>(6) 緊急に補充することが必要やむを得ないと認められる職で、当該職に係る採用候補者名簿がなく、<u>競争試験を行なう</u>ことが困難であると人事委員会が認める当該職</p>	<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当該採用試験に係る職の属する<u>職制上の段階の標準的な職</u>に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての<u>適性</u>を客観的に判定することができる方法</p> <p>(告知)</p> <p>第10条の4 <u>採用試験</u>の告知は、県職員採用情報ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(受験の資格要件)</p> <p>第10条の5 受験の資格要件として必要な年齢、学歴、免許、経歴等については、別表に掲げる職の区分に応じて実施する<u>採用試験</u>ごとに人事委員会がその都度定めるものとする。</p> <p>第4節 <u>選考による採用</u></p> <p>(選考による採用)</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の<u>採用試験</u>又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該<u>採用試験</u>又は選考に係る職と<u>職務の複雑と責任の度</u>が同等以下と人事委員会が認める職</p> <p>(5) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と<u>職務の複雑と責任の度</u>が同等以下と人事委員会が認める職</p> <p>(6) 緊急に補充することが必要やむを得ないと認められる職で、当該職に係る採用候補者名簿がなく、<u>採用試験を行う</u>ことが困難であると人事委員会が認める当該職</p>

改正前	改正後
<p>(7) 略</p> <p>(8) 前各号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める職</p> <p>2 前項第2号に掲げる職への採用のうち、採用しようとする職員が免職のときに任用されている職と同等以下と人事委員会が認める職への採用を行う場合にあっては、当該職員は、その職に係る選考に合格したものとみなす。</p> <p>(選考による昇任)</p> <p><u>第10条の7 次の各号のいずれかに掲げる職への昇任は、選考によることができる。</u></p> <p>(1) <u>知事部局本庁の係長以上の職又はこれに相当するものと人事委員会が認める職</u></p> <p>(2) <u>警視の職</u></p> <p>(3) <u>国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職</u></p> <p>(4) <u>昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職</u></p> <p>(5) <u>競争試験を行っても十分な競争者を得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職</u></p> <p>(6) <u>前各号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める職</u></p> <p>(選考による昇任の特例)</p> <p><u>第10条の8 警察官が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は著しい障害の状態となった場合のその者についての昇任</u></p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 前各号に規定するもののほか、人事委員会が採用試験によることが不適當であると認める職</p> <p>2 前項第2号に掲げる職への採用のうち、採用しようとする職員が免職のときに任用されている職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職への採用を行う場合にあっては、当該職員は、その職に係る選考に合格したものとみなす。</p>

改正前	改正後
<p>は、前条の規定にかかわらず、<u>選考によることができるものとする。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(選考の方法)</p> <p><u>第10条の9</u> 選考は、必要に応じ筆記試験、<u>実地試験その他の方法</u>を用いて行うことができる。</p> <p>第3章 任用候補者名簿</p> <p>(名簿の作成)</p> <p><u>第11条</u> 任用候補者名簿(採用候補者名簿及び昇任候補者名簿をいう。以下「名簿」という。)は、人事委員会の議決により確定する。</p> <p>2 名簿に記載された事項については、名簿の確定後は正当な理由がある場合を除き、いかなる変更又は訂正も<u>行なう</u>ことができない。</p> <p>(名簿の統合)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿にともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。</u></p> <p>(名簿の効力)</p> <p>第13条 名簿は、確定した日の属する年度の翌年度の末日に効力を失う。ただし、名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職について、更に新たに確定した名簿に登載された<u>任用</u>候補者をもつ</p>	<p>(選考の方法)</p> <p><u>第10条の7</u> 選考は、必要に応じ筆記試験、<u>実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法を用いて行うことができる。</u></p> <p>第3章 採用候補者名簿</p> <p>(採用候補者名簿の作成)</p> <p><u>第11条</u> 採用候補者名簿(以下「名簿」という。)は、人事委員会の議決により確定する。</p> <p>2 名簿に記載された事項については、名簿の確定後は正当な理由がある場合を除き、いかなる変更又は訂正も<u>行う</u>ことができない。</p> <p>(名簿の統合)</p> <p>第12条 略</p> <p>(名簿の効力)</p> <p>第13条 名簿は、確定した日の属する年度の翌年度の末日に効力を失う。ただし、名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職について、更に新たに確定した名簿に登載された<u>採用</u>候補者をもつ</p>

改正前	改正後
<p>ては、<u>任用</u>に不足を生ずることが明らかとなった場合には、人事委員会は旧名簿の有効期間を延長することができる。</p> <p>( <u>任用</u>候補者の名簿からの削除 )</p> <p>第14条 人事委員会は、<u>任用</u>候補者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、これを名簿から削除することができる。</p> <p>(1) 当該名簿からの提示に基づいて<u>職員</u>に任用された場合</p> <p>(2) <u>任用</u>に関する人事委員会又は任命権者からの照会に相当期間応答しない場合</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 職員として<u>任用</u>されることを辞退した場合</p> <p>(6) 略</p> <p>第15条 人事委員会は、<u>任用</u>候補者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。</p> <p>(1) 当該<u>競争試験</u>を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合</p> <p>(2) 当該<u>競争試験</u>の受験の申込又は当該<u>競争試験</u>において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合</p> <p>(3) <u>昇任候補者名簿</u>については、職員としての地位を失った場合 ( <u>競争試験</u>による<u>採用</u>又は<u>昇任</u>の方法 )</p> <p>第16条 任命権者は、職員の<u>採用</u>又は<u>昇任</u>を行なおうとするときは、第10条の6及び第10条の7の規定により選考によることが認められている場合を除き、提示された<u>任用</u>候補者のうちから<u>行なわなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定により<u>任用</u>する場合においては、任命権者は、<u>採用</u>については<u>採用</u>候補者名簿からの、<u>昇任</u>については、<u>昇任</u>候補者</p>	<p>ては、<u>採用</u>に不足を生ずることが明らかとなった場合には、人事委員会は旧名簿の有効期間を延長することができる。</p> <p>( <u>採用</u>候補者の名簿からの削除 )</p> <p>第14条 人事委員会は、<u>採用</u>候補者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、これを名簿から削除することができる。</p> <p>(1) 当該名簿からの提示に基づいて<u>職</u>に任命された場合</p> <p>(2) <u>採用</u>に関する人事委員会又は任命権者からの照会に相当期間応答しない場合</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 職員として<u>採用</u>されることを辞退した場合</p> <p>(6) 略</p> <p>第15条 人事委員会は、<u>採用</u>候補者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。</p> <p>(1) 当該<u>採用試験</u>を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合</p> <p>(2) 当該<u>採用試験</u>の受験の申込又は当該<u>採用試験</u>において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合 ( <u>採用試験</u>による<u>採用</u>の方法 )</p> <p>第16条 任命権者は、職員の<u>採用</u>を行おうとするときは、第10条の6の規定により選考によることが認められている場合を除き、提示された<u>採用</u>候補者のうちから<u>行わなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定により<u>採用</u>する場合においては、任命権者は、<u>採用</u>候補者名簿からの<u>採用</u>候補者の提示を、あらかじめ人事委員会に</p>

改正前	改正後
<p>名簿からの任用候補者の提示を、あらかじめ人事委員会に請求しなければならない。</p> <p>3 <u>任命権者は、一の職について、採用試験及び昇任試験を兼ねる競争試験の結果作成された採用候補者名簿及び昇任候補者名簿がある場合においては、人事委員会に両名簿を通じての高点順による任用候補者の提示の請求をすることができる。</u></p> <p>(任用候補者の提示)</p> <p>第17条 人事委員会は、前条第2項又は第3項の規定により任命権者から任用候補者の提示の請求があった場合においては、<u>名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)</u>の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。</p> <p>2 <u>人事委員会は、前項の規定による提示すべき者の数が正規の提示数に満たない場合にあっては正規の提示数に満たない数を提示し、同じ得点の者が2人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者が決めがたい場合にあっては正規の提示数を超えてこれらの者を全て提示することができる。</u></p> <p>3 <u>人事委員会は、任用候補者として提示された者がその任用を辞退した場合において、任命権者からその者に代わる任用候補者の提示の請求があった場合は、名簿中前2項の規定により提示された者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められる者のうちから、任用候補者を高点順に追加して提示することができる。</u></p> <p>(任用の辞退)</p> <p>第20条 <u>任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内に、その旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。</u></p>	<p>請求しなければならない。</p> <p>(採用候補者の提示)</p> <p>第17条 人事委員会は、前条第2項の規定により任命権者から採用候補者の提示の請求があった場合においては、<u>当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められる者を任命権者に提示するものとする。</u></p> <p>(採用の辞退)</p> <p>第20条 <u>採用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内に、その旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 任命権者は、前項の規定により辞退の届を受理した場合には、<u>すみやかにこれを人事委員会に送付しなければならない。</u></p> <p>3 任命権者が第1項の辞退の届を受理したときは、当該任用候補者の提示は、撤回されたものとみなす。</p> <p>(選択の方法)</p> <p>第22条 任命権者が提示された任用候補者を当該提示にかかる職へ任用するための選択は、<u>任用すべき者1人につき、提示における高点順の志望者5人のうちから行なうものとする。ただし、第17条第2項又は第3項の規定による提示がなされた場合は、当該提示に係る者のうちから選択を行うものとする。</u></p> <p>(選択の結果についての通知)</p> <p>第24条 任命権者は、第22条の規定による選択の結果について、<u>すみやかに人事委員会に通知しなければならない。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 技能労務職員の臨時的任用及び当該任用に係る期間の更新並びに昇任に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事委員会は、<u>次の各号に掲げる事項について警察本部長にその権限を委任する。</u></p> <p>(1) <u>第10条の7各号(第2号を除く。)のいずれかに該当することとなり、昇任選考ができることとなる職のうち、<u>巡査部長、警部補及び警部の職への当該選考に関すること。</u></u></p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により辞退の届出を受理した場合には、<u>速やかにこれを人事委員会に送付しなければならない。</u></p> <p>3 任命権者が第1項の辞退の届出を受理したときは、当該採用候補者の提示は、撤回されたものとみなす。</p> <p>(選択の方法)</p> <p>第22条 任命権者が提示された採用候補者を当該提示にかかる職へ任用するための選択は、<u>名簿に記載された者の中から行うものとする。</u></p> <p>(選択の結果についての通知)</p> <p>第24条 任命権者は、第22条の規定による選択の結果について、<u>速やかに人事委員会に通知しなければならない。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 技能労務職員の臨時的任用及び当該任用に係る期間の更新に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事委員会は、<u>巡査の職への採用試験の実施に関する権限を警察本部長に委任する。</u></p>

改正前			改正後		
<p>(2) <u>巡査部長、警部補及び警部の職への昇任に関する競争試験の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>巡査の職への採用に関する競争試験の実施に関すること。</u></p> <p>別表（第10条の2 関係）</p>			<p>別表（第10条の2 関係）</p>		
競争試験の種類	区分	対象となる職	採用試験の種類	区分	対象となる職
略			略		
佐賀県警察官採用試験	巡査	警察法（昭和29年法律第162号）第62条に規定する巡査の職	佐賀県警察官採用試験	巡査	警察法（昭和29年法律第162号）第62条に規定する巡査の職
佐賀県警察官昇任試験	巡査部長	警察法第62条に規定する巡査部長の職			
	警部補	警察法第62条に規定する警部補の職			
	警部	警察法第62条に規定する警部の職			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の佐賀県職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の佐賀県職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これらに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。